

令和6年第5回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 令和6年9月4日（水）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和6年9月4日（水）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （13名）

1番 坂本 稔記	2番 南 雅彦	3番 山口 欣也
4番 福田 泰生	5番 渡邊 昌行	6番 谷口 和也
7番 井上 容子	8番 山路 善己	9番 前川さおり
10番 中西 友子	11番 北 守	12番 坪井 信義
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 山村 嘉寛
会計管理者 真砂 浩行	統 括 監 中村 元紀	総務防災課長 内山 治久
まちづくり推進課長 中川 泰成	税務住民課長 梅前 宏文	保健福祉課長 見並 智俊
産業振興課長 里中 和樹	建 設 課 長 平生 公一	教育事務局長 山下 健一
上下水道課長 山本 陽二	病院老健事務局長 竹郷 哲也	生活環境室長 山口 成人
地域共生室長 中西扶美代	監 査 委 員 大西 栄	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名  
議会事務局長 中西 豊 同 書 記 福井希美枝 同 書 記 若宮 慎朔
- 8 日 程
  - 第 1. 会議録署名議員の指名
  - 第 2. 会期の決定
  - 第 3. 諸般の報告

報告第 7号	玉城町財務書類の概要（令和4年度決算）
報告第 8号	令和5年度玉城町一般会計・特別会計決算審査意見書
報告第 9号	令和5年度玉城町公営企業会計決算審査意見書
報告第10号	令和5年度決算に基づく財政健全化比率審査意見書及び令和5年度決算に基づく資金不足比率審査意見書
報告第11号	例月出納検査結果報告書（令和6年5月分～7月分）
報告第12号	常任委員会視察報告書（教育民生常任委員会）
  - 第 4. 選挙第 1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
  - 第 5. 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
  - 第 6. 議案第50号 令和5年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 第 7. 議案第51号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に

- について
- 第 8. 議案第52号 令和5年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第53号 令和5年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第54号 令和5年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第55号 令和5年度玉城町病院事業会計決算の認定について
- 第12. 議案第56号 令和5年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第13. 議案第57号 令和5年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 第14. 議案第58号 令和5年度玉城町下水道事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第59号 玉城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第16. 議案第60号 町税条例の一部改正について
- 第17. 議案第61号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第18. 議案第62号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 第19. 議案第63号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第3号）
- 第20. 議案第64号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第21. 議案第65号 令和6年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第22. 議案第66号 令和6年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第23. 議案第67号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第24. 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願
- 第25. 請願第 2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願
- 第26. 請願第 3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願
- 第27. 請願第 4号 防災対策の充実を求める請願

(午前9時00分 開会)

## ◎開会の宣告

○議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しております。

よって、令和6年第5回玉城町議会定例会を開会します。

なお、現在はクールビズ実施期間中ですので、本定例会における上着の脱着を許可するとともに、新たな試みとして、本日及び最終日に玉城ポロシャツを着用して実施いた

しますので、ご了承願います。

議員各位におかれましては、会議時間の短縮と円滑な議事運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり、町長から定例会招集の挨拶があります。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 令和6年第5回玉城町議会定例会開会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

議会からご提案をいただきまして、皆さんがおそろいの「I LOVE 玉城」のTシャツを着用いただいで開会式を迎えていただいたわけでございます。昭和30年に玉城町が町制施行始まりましたけれども、町制施行以来、初めてのことでございます。

ご承知のように、今、玉城町が掲げる課題、多くの課題を町が一体となって、いろんな解決に向けて取り組んでいかなければならぬ時期を迎えておるわけでございます。特に、玉城町といたしましては、郷土を愛する心、自然を愛する心、隣人を愛する心、こういうことを大切にしながらまちづくりを進めさせていただいておるわけでございますけれども、さらに町の皆さんとともに一体感を醸成しながら、住みよさの玉城町づくりに前進をさせていただかなければならぬと、こんなふうに思っておるわけでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、先日まで、全国各地で大きな災害が発生をいたしました台風10号、玉城町におきましても8月29日午前11時15分警報が発令をいたしまして、それから9月1日の20時55分まで、その解除の間、対策本部を立ち上げながら警戒に当たってきたわけでございます。まさに、町の皆さん方には、防災無線あるいはエリアメールでの情報を流させていただきながら警戒に当たってきたわけでございますけれども、特にこの福祉避難所として掲げております福祉会館のほうへは、8名の方が避難をいただいたという状況でございました。

現在、一昨日も、それぞれ所管のところの公共施設等、被災の状況を調査をしてきた報告を受けております。あるいは、自治区のほうからも報告を受けておりますけれども、町内の数か所の水路のり面が崩壊しておると、こういう状況でもございますし、今後自治区の皆さん、区長の皆さん方からもいろんな情報を寄せていただくものだと思っておるわけでございますけれども、次の災害に備えて早急に復旧をしていかなければならぬところにつきましては、手だてを講じさせていただきたいと思っております。ぜひご理解を賜りたいと思っております。

本日からのこの定例会でご審議を賜ります内容につきましては、既にご案内のとおり、令和5年度の一般会計の歳入歳出決算の認定、そしてそれぞれの各会計も同様でございますけれども、もう一つは、町職員の特別勤務手当に関する条例の一部改正をはじめとする町条例の一部改正、さらに、令和6年度の玉城町一般会計の補正予算をはじめとする各会計の補正予算、これら主なものでございますけれども、ご審議を賜わる内容

になっておるわけであります。何とぞよろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

- 議長（小林 豊） これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（小林 豊） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において  
9番 前川さおり 議員                      10番 中西 友子 議員  
の2名を指名します。

### ◎日程第2 会期の決定について

- 議長（小林 豊） 次に、日程第2 会期の決定を議題にします。  
お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月17日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

- 議長（小林 豊） 異議なしと認め、本日から9月17日までの14日間を会期とすることに決定しました。  
なお、会期中の会議予定につきましては、先般配付しました会期日程案のとおりですので、ご了承願います。

### ◎日程第3 諸般の報告

- 議長（小林 豊） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

報告第7号 玉城町財務書類の概要（令和4年度決算）、報告第8号 令和5年度玉城町一般会計・特別会計決算審査意見書、報告第9号 令和5年度玉城町公営企業会計決算審査意見書、報告第10号 令和5年度決算に基づく財政健全化比率審査意見書及び令和5年度決算に基づく資金不足比率審査意見書、報告第11号 例月出納検査結果報告書（令和6年5月分ないし7月分）、以上の提出がありましたので、その写しをお配りしております。

次に、教育民生常任委員会による視察報告書が提出されていますので、委員長より報告を求めます。

教育民生常任委員会、谷口和也委員長。

- 教育民生常任委員長（谷口 和也） 教育民生常任委員会、谷口。

それでは、ただいま議長より視察の報告を求められましたので、去る8月9日に実施いたしました視察について報告いたします。

詳細につきましては、議長に提出いたしました報告書をご高覧いただくとし、ここでは、視察を実施した目的について少し説明をさせていただきます。

現在当町には、各小学校のプールと町営のプール合わせて5か所の屋外プールがありますが、近年の気温の上昇により、熱中症警戒アラートの発令による屋外活動の自粛や、気温とプールの水温の関係からプール自体の使用ができないなど、小中学生が水泳をできない状態が起こっております。

そこで、今回、屋内のプールを活用されている自治体に実際の環境や運営について調査をさせていただき、当町のプールへの活用を検討することを目的として、実施いたしました。

以上、視察の報告とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 以上で教育民生常任委員会の視察報告は終わりました。

また、21世紀のエネルギーを考える会・みえより要望書が、三重県保険医協会より「現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める陳情書」が提出されましたので、机上配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 選挙第1号

○議長（小林 豊） 次に、日程第4 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題にし、これより選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩します。

（午前9時14分 休憩）

（午前9時15分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

選挙管理委員会委員に谷口恵津子さん、北岡妙子さん、中井巧さん、松葉茂樹さんを、同補充員に奥野良子さん、里中貴恵さん、藪田由之さん、東博明さんを指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方々を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました谷口恵津子さん、北岡妙子さん、中井巧さん、松葉茂樹さんが選挙管理委員会委員に、奥野良子さん、里中貴恵さん、藺田由之さん、東博明さんが同補充員に当選されました。

### ◎日程第5 諮問第1号

○議長(小林 豊) 次に、日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

人権とは、全ての人々が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であります。

近年では、インターネットを用いてその匿名性や情報発信の容易さから個人に対する誹謗中傷を行うなど、他人の人権を顧みない風潮が見受けられます。

今回、神崎正巳氏が辞任されたことに伴い、人格・識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任と考え、喜早覚氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、補足説明は省略いたします。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(小林 豊) 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案については討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 異議なしと認めます。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり推薦することに同意の方はご起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（小林 豊） 起立全員です。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第6 議案第50号ないし日程第14 議案第58号

○議長（小林 豊） 次に、日程第6 議案第50号 令和5年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし日程第14 議案第58号 令和5年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第50号 令和5年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

決算の概要につきましては、歳入総額75億5,782万3,604円に対し歳出総額は72億4,873万9,060円で、歳入歳出差引残額は3億908万4,544円となり、翌年度への繰越財源額を控除した実質収支額は1億9,789万2,544円となったところであります。

さて、決算における歳入の状況ですが、自主財源の根幹をなす町税は20億5,290万2,146円で、前年度対比1,226万4,599円減少、率にして0.6%の減少であります。

地方交付税は19億4,721万6,000円で、前年度対比0.9%減となりました。

ふるさと応援寄附金は2億7,668万8,824円となり、前年度対比7,626万9,324円の増加、率にして38.1%増となり、全国から多くの方々に玉城町を応援いただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

次に、歳出の状況について、令和3年度から始まりました第6次総合計画の目標に合わせて説明いたします。

まず、「人と文化が育ち、愛着が感じられるまち」の主なものとして、保育所、児童館などの子育て施設の運営並びに子育て世帯への支援を行い、またハード面では、保育所ならびに小中学校トイレの洋式化、老朽化した中央公民館の改修、田丸駅交流施設の建設、田丸城址の石垣改修計画など施設の整備を進めました。

次に、「みんなが健康で、ともに支えあうまち」としては、健康づくり事業の推進をはじめ、母子保健事業、高齢者、障害者福祉の向上を図ってまいりました。

次に「良好な環境の中で、安全に暮らせるまち」は、防災対策では、旧伊勢市消防署玉城出張所跡へ防災倉庫を新築し、災害に備えた防災資機材の整備や自主防災組織への活動費及び組織発足のための啓発、交通安全・防犯対策は、各種啓発活動をはじめ、通学路へグリーンペイントなどの施設整備を行い、自治区防犯カメラ設置補助を創設したほか、防犯灯、防犯カメラの増設、特殊詐欺等防止機器購入補助金交付等を行いました。

また、環境保全対策においては、地球温暖化防止の推進のため、太陽光発電設備や蓄電池設置の補助事業及び防犯灯LED化推進事業を行い、ごみ減量化の推進に伴う生ご

み処理機購入補助事業を行いました。

次に「まちの活力を高め、持続的に発展できるまち」では、外城田川の防災対策工事、町道の維持修繕、農業基盤整備などハード整備を継続しつつ、基幹産業の農業振興、また、地域通貨「たまネー」などにより商工振興を図りました。

最後に「ともにつくる効率的な地域運営のまち」では、地方創生交付金事業として、地域再生計画の認定を受け小学校区を中心としたコミュニティ推進事業及び田丸駅関連事業として駅交流施設新築工事、関係人口深化・拡大事業の3事業を推進しました。

令和5年度は、掲げるまちの将来像「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」また第2期玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現を目指し、誰一人取り残すことなく、町民の皆様の安全で安心な暮らしを守り、町の将来像の実現に向けた施策・事業の着実な推進に努めました。

なお、詳細につきましては会計管理者から説明をさせます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第51号 令和5年度 玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

財政運営の主体は県であり、町は特定健康診査等の保健事業に力を入れ、医療費の抑制、被保険者の健康維持増進に努めてまいりました。

令和5年度決算の歳入総額は15億2,363万6,294円で、このうち保険料収納額は全体の15.7%に当たる2億3,929万2,878円でした。

収納率は92.7%で、前年度対比0.7%増加しました。今後も収納対策を講じ、負担の公平性の確保に努めてまいります。

また、財政調整基金2,600万円を活用し、保険料率の維持を図りました。

歳出総額は14億8,793万5,812円、このうち保険給付費は9億9,587万3,155円で、三重県に納付する国民健康保険事業納付金は4億1,242万6,990円、特定健康診査等の保健事業費は2,847万6,125円でした。

歳入歳出差引残額は3,570万482円となりました。

なお、詳細につきましては会計管理者から説明させます。何とぞご審議賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第52号 令和5年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

アスパア玉城ふれあいの館は、平成8年11月に開館以来、本年3月末で28年5か月が経過し、この間の温泉入浴者数は延べ211万7,074人となり、地元地域はもとより周辺地域の皆様方にも広くご利用をいただいております。令和5年度の入浴者数につきましては年間5万2,774人、営業日数311日で、1日平均169人となりました。

決算の概要につきましては、歳入総額5,610万2,159円に対し歳出総額は5,508万5,815円となりました。歳入歳出差引残額は101万6,344円となりました。



なお、補足につきましては会計管理者から説明をさせます。

次に、議案第53号 令和5年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

令和5年度は、第8期介護保険事業計画に基づき全ての住民が必要に応じた支援を受けながら共生する地域共生社会の実現に向け取り組んでまいりました。

令和5年度決算の歳入総額は15億3,184万1,770円で、このうち保険料収納額は3億1,245万3,705円でした。

保険料の収納率は99.7%で、前年度と同率です。

歳出総額は15億429万611円で、このうち保険給付費は13億7,777万24円で、事業計画をやや下回る結果となりました。

歳入歳出差引残額2,755万1,159円となりました。

なお、詳細は会計管理者から説明をさせます。

次に、議案第54号 令和5年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療制度の運営は県内の全市町が加入する広域連合が行い、町は保険料の徴収、申請の受付などを行っています。

令和5年度決算の歳入総額は3億4,391万2,504円で、このうち保険料収納額は1億3,655万1,515円で、収納率は99.7%で0.1%増加しました。

歳出総額は3億4,154万8,717円で、このうち広域連合への納付金は3億3,680万7,950円となりました。歳入歳出差引残額は236万3,787円となりました。

なお、詳細は会計管理者から説明をさせます。

次に、議案第55号 令和5年度玉城町病院事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

自治体病院事業をめぐる経営環境は、医療保険財政の危機的状況の中で厳しい状況にあります。玉城病院は地域医療の確保と医療水準の向上という目標を果たすべく、「町民の健康を支え、町民の皆さんからも支えられる病院経営」を基本理念に健全経営を目指し、医療内容の充実、収益の確保と費用の節減など諸施策に鋭意取り組みました。

また、院長を中心に医療・保健・福祉・介護サービスを総合的、一体的に提供する地域包括ケアの実践とともに、在宅医療の支援にも努めました。

令和5年度においても、新型コロナウイルス感染症は5類へ移行したものの、外来対応医療機関として発熱外来の継続、そして、町内の医療機関と連携し、ワクチン接種にも取り組みました。

さて、経営収支の状況でございますが、収益的収支において税込みの事業収益9億9,180万8,911円に対し、税込みの事業費用は7億9,625万7,478円となりました。その結果、今年度は税抜きの経常利益として2,836万3,898円を計上し、当年度純利益を1億9,612万1,442円といたしました。

また、当年度未処分利益剰余金として、前年度未処分利益剰余金を加えた4億2,490万8,473円を計上いたしました。

次に資本的収支であります。収入は3,479万6,000円、支出は6,930万4,817円となり、収入が支出に不足する額3,450万8,817円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

なお、詳細は病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第56号 令和5年度 玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について提案理由を申し上げます。

令和5年度においては、給水件数は増加したものの、給水人口は減少し、有収水量及び給水収益は減少傾向にあります。

決算の概要は、収益的収支において、事業収益3億1,861万1,515円に対し事業費用は2億5,635万5,675円となりました。収支差引きによる当年度の純利益は税抜きで5,487万7,667円となり、その他の未処分利益剰余金変動額5,490万2,228円と合わせた1億977万9,895円を当年度未処分利益剰余金とし、うち5,490万2,228円を資本金に、5,487万7,667円を減債積立金として処分しようとするものです。

続いて、資本的収支においては、収入6,685万636円に対し支出1億4,086万7,969円となりました。資本的収支差引きによる不足額7,401万7,333円は、減債積立金などで補填しました。

また、建設改良費2,332万円を翌年度へ繰り越す決算としました。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第57号 令和5年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

当施設事業におきましては、玉城病院併設型で介護老人保健施設の長期・短期入所及び通所リハビリテーションを中心に、訪問看護ステーション、訪問介護ステーション、居宅介護支援事業所を展開し、介護保険利用者のニーズにより適応した介護サービスを効率的・計画的に提供し、在宅復帰、在宅生活の支援に努めてまいりました。

さて、経営収支の状況でございますが、収益的収支において、事業収益3億5,728万9,705円に対し事業費用3億8,060万148円となりました。その結果、今年度は経常損失として2,330万8,736円を計上し、特別利益、特別損失を差引きし、当年度純損失を2,331万443円といたしました。

また、当年度未処理欠損金として前年度繰越欠損金を合わせた6,911万4,640円を計上いたしました。

次に、資本的収支であります。収入は55万4,000円、支出は110万7,314円となり、収入が支出に不足する額55万3,314円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

なお、詳細は病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第58号 令和5年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。

令和5年度から農業集落排水事業に財務規定を適用させ、公共下水道と併せた下水道事業会計として決算報告となります。

決算の概要は、収益的収支において、事業収益16億1,274万6,546円に対し事業費用は6億910万9,507円となりました。収支差引きによる当年度の純利益は、税抜きで9億9,435万5,156円となり、前年度繰越欠損金9億9,411万6,607円に埋め、23万8,549円を当年度未処分利益剰余金とし、処分せず繰越利益剰余金とするものであります。

続いて、資本的収支においては、収入1億9,414万4,681円に対し支出4億9,323万5,114円となりました。資本的収支差引きによる不足額2億9,909万433円は、過年度分損益勘定留保資金などで補填しました。

また、建設改良費8,544万9,000円を翌年度へ繰り越す決算としました。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 真砂会計管理者。

○会計管理者（真砂 浩行） 会計管理者、真砂。

それでは、議案第50号 令和5年度 玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について補足説明いたします。

歳入総額75億5,782万3,604円に対し歳出総額72億4,873万9,060円、歳入歳出差引残額3億908万4,544円となり、歳入歳出それぞれ前年度と比較すると、歳入で0.85%の減少、歳出で0.39%の減少となりました。

それでは、歳入より説明いたします。

お手元にあるサイドブックの議案ページに合わせて説明いたします。

1、2ページ、お願いします。

1款町税、収入済額20億5,290万2,146円、前年度比較1,226万4,599円、率にして0.59%の減少となりました。町税全体の収入割合は、対調定で99.0%となり、前年度より0.2%増加しました。

なお、町民税、固定資産税、軽自動車税において、所在不明、倒産、時効の成立などの理由により254万7,204円の不納欠損処分をいたしました。

また、町税における収入未済額は前年度比424万4,275円の減少、率にして18.2%の減少し、1,910万2,862円となりました。

次に、2款地方譲与税から13款交通安全対策特別交付金は、算出基準に基づき記載金額の交付を受けたものでございます。

次に、14款分担金及び負担金は、主に過年度分を含む保育料であります。

15款使用料及び手数料について、収入未済額は住宅使用料で、現年度分と過年度分と合わせて938万2,715円となり、また、住宅使用料の現年度分の収納率は95.6%となりま

した。

3ページ、4ページ、お願いいたします。

19款寄附金は2億7,855万2,112円で、前年度に比べ7,741万1,619円の増加で、これはふるさと応援寄附金が前年度に比べ7,626万9,324円の増加であったことが要因でございます。

20款繰入金は、それぞれ実施しました事業の財源調整のため4億7,608万2,607円の支出で、前年度と比較して1億2,445万8,607円増加いたしました。

22款諸収入は、延滞金、加算金及び過料をはじめとする収入で、収入未済のうち3項貸付金元利収入3,120万1,919円は、令和3年度末をもって廃止した特別会計住宅新築資金等貸付事業より引き継いだものであり、5項雑入3万円は、保育給食費の未収金であります。

次に、ページ変わりをまして、歳出を説明いたします。

7、8ページをお願いします。

歳出は、全体で93.3%の執行となり、前年度の94.7%より1.4ポイント減少となりました。また、翌年度繰越額は、総額で3億4,848万1,000円となりました。

歳出全般では、人件費において、給与関係は人事院勧告に準拠し、初任給をはじめ若年層に重点を置いて平均0.96%の引上げ、期末・勤勉手当についても0.1月引上げを行い、会計年度任用職員も同様の改定を行い、令和5年4月に遡り、差額を支給いたしました。

児童福祉として、子育て世帯への生活支援として特別給付金の給付を行い、また教育事業として、入学時の保護者負担軽減を目的に令和5年度に創設された新小中学生を対象とした入学祝い金の支給、中学3年生を対象とした卒業祝い金の支給を行いました。

また、たまねー事業を中心に新型コロナウイルス感染症対策事業として、コロナ対策9事業、物価高騰対策5事業、計14事業に取り組みました。

これより、説明は事項別明細書で主なものを説明いたします。

45ページ、46ページをお願いいたします。

1款議会費、支出済額7,230万8,741円で、前年度比13.44%の減少で、減少要因は、対比する前年度には通常経費に加え、議場改修工事の支出があったことによるものです。

2款総務費、支出済額11億5,838万5,419円で、前年対比1.42%の増加でございます。

51ページ、52ページ、お願いします。

5目財産管理費のうち工事請負費は、前年度から繰り越した役場駐車場舗装改修工事及び役場駐車場整備に関連する工事の支出であります。

53ページ、54ページ、7目交通安全対策費は、主に通学路のグリーンペイントの施工、カーブミラー等の交通安全施設設置を行い、55ページ、56ページ、10目地方創生推進費は、地方創生推進交付金事業で、田丸駅交流施設を中心とした関係人口深化・拡大を図る事業委託及び駅交流施設の建築工事及び施設運営に必要な備品購入、小学校区を中心

としたコミュニティー推進事業業務、地域活性化起業人及び地域おこし協力隊に係る経費に支出し、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域通貨たまネー事業を中心にコロナ対策に9事業実施のほか、物価高騰対策の対応として5事業を実施しました。

63ページ、64ページ、3款民生費は、支出済額24億2,319万7,162円で、前年度対比5.3%の増加であります。

1項社会福祉費について、1目社会福祉総務費は、生活保護申請手続や訪問、生活指導及び現地保護、社会福祉協議会の運営及び福祉団体への活動補助、バス運行委託事業などのほか、国保、介護、後期高齢の各保険事業の特別会計へ支出を行いました。

69ページ、70ページ、6目児童手当費の受給者は前年度より16人減少し、1,137人へ支給しました。また、子育て世帯生活支援特別給付金の給付も行いました。

71ページ、72ページ、9目福祉・保健施設費では、福祉会館の維持管理経費のほか、空調設備の改修工事へ支出しました。

2項児童福祉費について、1目児童福祉総務費は、保育給付等補助事業、地域子育て支援事業のほか各種事業を実施し、2目児童福祉施設費は、保育所並びに児童クラブ運営経費が主な支出であります。

75ページ、76ページ、4款衛生費の支出済額は4億7,767万6,436円で、1項の保健衛生費では、感染症対策事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、各種検診、予防接種、健康づくり、救急医療事業のほか、ごみ・し尿等の処理に係る伊勢広域環境組合負担金及び合併浄化槽、ゴミの収集・減量化などの経費を支出しました。

ゴミ排出量は4,472トン、前年対比で234トンの減少、率にして5%の減少となりました。

81ページ、82ページ、5款労働費、支出済額2,304万6,000円は、玉城町生涯現役促進協議会に係る経費、中小企業勤労者福祉サービスセンター負担金と労働金庫を窓口とした勤労者への住宅・教育資金等の貸付けのための自治体協調融資貸付金であります。

続きまして、6款農林水産費、支出済額2億4,958万5,072円、前年度対比36.2%の減少で、この減少は、比較する前年度において国営事業への負担金支出があったことによります。主なもので、85ページ、86ページ、5目農地費は、世古・坂本地区でため池改修に伴う調査・設計を実施し、また妙法寺及び勝田地区の排水路の改修工事を施工しました。負担金、補助及び交付金については、かんがい排水及び農道整備に係る事業負担金や関係団体への負担金支出によるものです。

87ページ、88ページ、7款商工費は、支出済額2億3,959万6,194円、前年度対比0.1%の減少で、主な要因は、地域通貨たまネー開始に伴う費用や消費者ポイント還元に伴う負担金、補助金の支払いによるものです。

89ページ、90ページ、8款土木費は、支出済額4億9,753万8,292円で、前年度対比1.9%の減少となりました。

91ページ、92ページ、2項道路橋梁費は、道路維持修繕並びに道路新設改良の支出で、道路メンテナンス事業では橋梁長寿命化工事、防災安全交付金事業では道路拡幅工事、また、起債事業で幹線道路のオーバーレイ工事のほか、老朽化したモルタル吹きつけのり面の改修及び補強対策として原第16号線ののり面補修工事を行いました。

93ページ、94ページ、3項河川費は、維持管理経費をはじめ、継続して外城田川河道掘削及び護岸補強を行いました。

4項都市計画費は、都市計画に関する事務、公園事業のほか、地籍調査を行っております。地籍調査事業においては、平成28年度に調査した区域の登記が完了いたしました。

97ページ、98ページ、9款消防費は、支出済額2億8,344万30円で、前年対比5.5%の増加となりました。

1項消防費は、常設消防費の伊勢市への広域消防委託業務費をはじめ、消防団運営に関する経費、水防費や災害対策費へ支出しました。また、防災対策費では、旧伊勢市消防玉城出張所解体工事及び解体後の跡地利用として防災倉庫の建設を行いました。

101ページ、102ページ、2項小学校費は、トイレ洋式化改修工事をはじめ、施設老朽化に伴う遊具の撤去、校舎漏水対策工事等に支出しました。

101ページ、102ページ、戻ってください、すみません、抜けました。

10款教育費は、支出済額7億1,284万6,154円、前年度比3.1%の増加となりました。

107ページ、108ページ、お願いします。

3項中学校費は、体育館床研磨塗装及び各種競技ライン工の施工や、体育館横に投球練習場を新設しました。

109ページ、110ページ、4項社会教育費は、文化財保護に係る管理経費のほか中央公民館改修工事や、村山記念館開館40周年記念事業として記念式典及び特別美術展を開催し、また田丸城址の石垣復旧に向けた調査・設計業務に支出しました。

115ページ、116ページ、5項保健体育費は、町営プール管理棟の改修工事をはじめ、町体育協会・全国大会出場選手等への補助、体育施設の維持管理に支出しました。

117ページ、118ページ、11款災害復旧費は、支出済額907万9,333円で、2項農林水産施設災害復旧費において、6月豪雨及び8月の台風により被害を受けた外城田地区及び下外城田地区において、農業排水路復旧工事を実施しました。

12款公債費、支出済額4億8,944万4,459円は、地方債の元利償還金であります。

119ページ、120ページ、13款諸支出金、支出済額6億1,259万5,768円は、病院事業、水道事業、介護老人保健施設事業、公共下水道事業の各公営企業会計への繰出金や国・県への返納金でございます。

最下段、歳出合計、当初予算額67億4,800万、補正予算額8億1,754万7,000円、令和4年度からの繰越事業費繰越額2億184万1,000円、計77億6,738万8,000円に対し、支出済額72億4,873万9,060円、翌年度繰越額繰越明許費が3億4,848万1,000円で、不用額が1億7,016万7,940円となりました。

121ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引きました歳入歳出差引額は、3億908万4,544円となります。このうち翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額の1億1,119万2,000円を差し引きました実質収支額は、1億9,789万2,544円となります。この実質収支額については、歳計剰余金の処分、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定に基づき、基金繰入額を9,900万といたしました。

なお、122ページ以降には財産に関する調書を添付しています。ご高覧いただきますようお願いいたします。

以上、一般会計決算の補足説明とさせていただきます。

次に、国民健康保険特別会計の補足説明をいたします。

決算書をお願いします。

議案第51号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、補足説明を申し上げます。

令和5年度末の被保険者数2,924人、前年比較134人の減少となりました。これは転出、社保加入、死亡等のほか、後期高齢者医療へ移行したことが要因でございます。

歳入から説明いたします。

1、2ページ、お願いいたします。

1款国民健康保険料、収入済額2億3,929万2,878円で、収納率は現年度分97.5%、滞納繰越分26.2%、合わせて92.7%となりました。また、滞納繰越分については、253万382円を不納欠損処分といたしました。

4款県支出金、収入済額10億5,739万7,143円は、保険給付に係る普通交付金及び保険者努力支援、その他の特別交付金であります。

6款繰入金、収入済額1億8,173万2,392円は、保健事業に対する法定外繰入れを含む一般会計からの繰入金と財政調整基金繰入金であります。

次に、歳出を説明いたします。

3ページ、4ページをお願いします。

1款総務費、支出済額3,446万6,709円は、主に職員人件費及び保険料の賦課徴収に係る事務経費等であります。

2款保険給付費、支出済額9億9,587万3,155円は、前年度と比較して1.9%減少しました。

3款国民健康保険事業納付金、支出済額4億1,242万6,990円は、県への財政主体一元化に伴う負担金であります。

4款保健事業費、支出済額2,847万6,125円は、成人病健診と特定健康診査等の経費です。

7款諸支出金、支出済額1,662万8,930円は、賦課更正に伴う過年度保険料の還付金並びに県支出金の過年度精算に伴う返還金です。

8款予備費は、予算額全額を不用額といたしました。

21ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額15億2,363万6,294円、歳出総額14億8,793万5,812円、歳入歳出差引額3,570万482円が実質収支額となり、翌年度へ繰り越す決算といたしました。なお、地方自治法第233条の2の規定により、実質収支額のうち2分の1に相当する金額1,800万を基金繰入額とします。

以上、国民健康保険特別会計の補足説明を終わります。

次に、山村振興事業特別会計の補足説明をいたします。

議案第52号 令和5年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、補足説明を申し上げます。

ふれあいの館の令和5年度利用者数は5万2,774人、営業日数平均で169人となり、前年度比1万6,637人増加の146.0%となりました。増加要因として、対比する前年度がボイラー機器の故障により2か月休館したことから利用者数が少なく、それと比較し、令和5年度はポンプ機器の故障があったものの、休館に至らず通常営業ができたことや、利用者数がコロナ以前まで回復しております。

歳入から説明いたします。

1ページ、2ページ、お願いします。

1款使用料及び手数料、収入済額1,664万9,500円、弘法温泉入浴者の使用料であります。

3款諸収入、収入済額196万7,777円、入浴関係用品販売収入、テナント料等であります。

5款繰入金、収入済額3,541万3,974円は、一般会計から入湯税分及び施設の運営に係る経費分を繰入れしたものです。

次に、歳出を説明します。

3、4ページをお願いします。

1款管理運営費、支出済額5,508万5,815円、アスピア玉城の施設全体の維持・管理経費及び入湯税であります。

2款予備費は、予算額全額を不用額といたしました。

9ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額5,610万2,159円、歳出総額5,508万5,815円、歳入歳出差引額は101万6,344円の実質収支額となり、翌年度へ繰り越す決算といたしました。

以上、山村振興事業特別会計の補足説明とさせていただきます。

次に、介護保険事業特別会計の補足説明をいたします。

議案第53号 令和5年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、補足説明を申し上げます。

当町における高齢化率は増加傾向にあり、65歳以上の第1号被保険者数は、令和5年



度末で4,206人と前年度比較29人増加、また要介護及び要支援認定者数は、1号、2号被保険者全体で777人と前年度より38人増加しました。

歳入から説明いたします。

1、2ページ、お願いします。

1款保険料、収入済額3億1,245万3,705円は、65歳以上の第1号被保険者から徴収した保険料です。収納率は、現年度分の99.8%、滞納繰越分47.3%、合わせて99.7%となりました。また、滞納繰越分について、7万1,896円を不納欠損処分といたしました。

2款国庫支出金、収入済額3億5,081万9,447円は、介護給付費、地域支援事業費に係る国庫負担分と保険者努力支援等に係る補助金です。

3款支払基金交付金、収入済額3億7,530万は、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料分です。

4款県支出金、収入済額2億1,427万3,347円は、介護給付費、地域支援事業費に係る県負担分です。

6款繰入金、収入済額2億5,667万2,441円、このうち一般会計繰入金は、介護給付費、地域支援事業費の町負担分及び人件費を含む運営事務費が主なものでございます。

次に、歳出を説明いたします。

3ページ、4ページをお願いします。

1款総務費、支出済額3,468万5,532円は、主に職員人件費1人分、保険料賦課徴収及び要介護認定の経費であります。

2款保険給付費、支出済額13億7,777万24円は、歳出総額の91.6%を占めております。

3款地域支援事業費、支出済額6,618万8,765円は、介護予防事業や地域包括支援センター等の経費であります。

4款保健福祉事業費、支出済額244万4,200円は、保険者努力支援交付金を活用した高齢者の居場所運営事業経費です。

6款諸支出金、支出済額2,309万9,711円は、賦課更正に伴う過年度保険料の還付金、国・県支出金及び支払基金交付金の過年度精算に伴う返還金です。

7款予備費は、予算額全額を不用額といたしました。

21ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額15億3,184万1,770円、歳出総額15億429万611円、歳入歳出差引額2,755万1,159円が実質収支額となり、地方自治法第233条の2の規定により基金繰入額を1,400万円とし、決算といたしました。

以上、介護保険特別会計の補足説明を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計の補足説明をいたします。

議案第54号 令和5年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、補足説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。

1、2ページ、お願いします。

1款後期高齢者医療保険料、収入済額1億3,655万1,515円、収納率は、現年度99.8%、滞納繰越分と合わせて99.7%で、令和5年度末の被保険者数は2,334名で前年比較115名増加となりました。

3款繰入金、収入済額2億24万1,978円は、事務経費のほか、広域連合への納付金等を一般会計から繰り入れたものです。

次に、歳出を説明します。

3ページ、4ページ、お願いします。

1款総務費、支出済額411万4,307円は、保険料徴収等の事務経費であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額3億3,680万7,950円は、広域連合事務経費と療養給付費及び保険基盤安定制度の町負担分並びに収納した保険料を納付したものです。

3款諸支出金、支出済額62万6,460円は、賦課更正に伴う過年度保険料の還付金です。13ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額3億4,391万2,504円、歳出総額3億4,154万8,717円、歳入歳出差引額236万3,787円が実質収支額となり、翌年度へ繰り越す決算といたしました。

以上、後期高齢者医療特別会計の補足説明を終わります。

一般会計並びに各特別会計決算の認定につきまして、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 補足説明の途中ですが、ここで10分間休憩したいと思います。

（午前10時12分 休憩）

（午前10時24分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

ここで、1点、訂正をいたしたいと思います。

先ほど、選挙第1号で、選挙管理委員会補充員の氏名を「さとなかきえさん」と申し上げましたが、正しくは「さとなかたかえさん」ということですので、訂正よろしくお願ひしたいと思います。

病院老健事務局長 竹郷事務局長。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也） それでは、所管いたします議案第55号、57号の2議案について補足説明をさせていただきます。

議案第55号 令和5年度玉城町病院事業会計決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、業務量の説明を申し上げます。

議案書14ページをお開きいただきますようお願いいたします。

令和4年7月より常勤医師が3名体制となりましたが、医師不足による三重大学医学部などからの派遣医師の減少、常勤内科医師の不在、新型コロナウイルス感染症対策な

ど厳しい状況が続きました。

入院においては、令和3年度に増床した地域包括ケア入院医療管理料の算定の病床20床を継続し、近隣病院との連携強化やきめ細やかな入退院調整をすることにより、年間延べ入院患者数は1万7,620人、前年度比較増減で105人の減、日平均48.1人、病床利用率は約96.3%でありました。

外来においては、内科の患者様を本泉院長による総合診療でのフォローと新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけは5類へと移行されましたが、引き続き外来対応医療機関として発熱外来を継続し、自院での検査を実施するなど新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に取り組みました。また、玉城町、町内医療機関と連携し、引き続き新型コロナワクチン接種を推進いたしました。

外来患者数は延べ2万8,460人、こちらは新型コロナワクチン接種人数5,302人を含んだ人数となっております。令和4年度の接種人数につきましては1万1,350人でありました。前年度比較増減で7,984人の減、日平均117.1人でありました。

続いて、収益的収入及び支出の説明をいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

こちらの収益的収支につきましては税込み金額にて計上をいたしておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

初めに、収入でございます。

病院事業収益は、予算額9億6,820万8,000円に対しまして決算額は9億9,180万8,911円となり、予算対比では2,360万911円の収入超過となりました。執行率といたしましては約102.4%でございます。

次に、支出でございますが、病院事業費用予算額8億1,818万8,000円に対しまして決算額は7億9,625万7,478円となり、不用額2,193万522円となりました。執行率は約97.3%でございます。

続きまして、損益計算書を説明いたしますので、3ページをお願いいたします。

ここからの金額の計上につきましては税抜き金額でございますので、さきの決算報告の金額と合致いたしませんので、よろしく願いをいたします。

初めに、医業収益でございますが、入院収益4億5,111万380円で前年度比4%の減、新型コロナウイルス感染症関連の病床確保のための収益減少が要因であります。病床確保支援補助金として特別利益を受けております。

外来収益1億4,723万759円で前年度比19.2%の減、発熱外来の検査数減少、診療報酬の加算終了と内科の診療日減少によるものが主な要因であります。

その他医業収益7,928万3,250円で前年度比28.2%の減、新型コロナワクチン接種人数の減少による公衆衛生活動収益の減少が主な要因であります。

これらの医業収益を合わせまして6億7,762万4,389円で前年度比約11.1%の減、金額にして8,473万1,018円の減額となりました。

次に、医業費用でございますが、職員の給与費が5億239万1,790円、前年度比約1.8%の減、薬品費等の材料費が6,358万4,092円、前年度比約10.3%の減、発熱外来の検査数減少による検査診療材料費の減少が主な要因であります。

経費が1億2,984万9,865円、前年度対比3.2%の増であります。

その他減価償却費、研究研修費のそれぞれの費用を合わせまして合計7億4,772万6,618円、前年対比約2.2%の減となりました。

この結果、医業収支の医業損失といたしまして7,010万2,229円、医業収支比率約90.6%となりました。

また、医業外収益におきましては、一般会計からの運営費補助金32万7,000円、負担金9,673万3,000円、その他収益と合わせまして1億3,079万4,667円となりました。

医業外費用では、企業債支払利息856万1,242円のほか、それぞれの費用と合わせて合計3,232万8,540円となりました。

結果、経常収支といたしまして、2,836万3,898円の経常利益となりました。

また、令和5年度におきましても、引き続き三重大学医学部寄附金講座への寄附金として、特別利益及び特別損失にそれぞれ800万円を計上し、特別利益については、新型コロナウイルス感染症関連の支援補助金として1,880万6,000円と、現在、一般会計からの補助金等により取得した資産の減価償却見合い分を収益化するため、長期前受金戻入として計上しておりますが、公営企業法の改正により、起債を借り入れ購入した資産についても一般会計からの補助金は算入できることとなりましたので、過年度分につきまして、過年度損益修正益として1億4,895万1,544円を合わせまして1億7,575万7,544円となりました。

当年度純利益を1億9,612万1,422円とし、前年度未処分利益剰余金2億2,878万7,031円を加え、当年度未処分利益剰余金を4億2,490万8,473円といたしました。

申し訳ございません、当年度純利益のほうが1億9,612万1,442円になります。お願いします。

以上、科目別明細につきましては、キャッシュ・フロー計算書を19ページに、収益費用明細書を20ページから22ページに添付をいたしておりますので、後刻ご高覧賜りますようよろしくお願いをいたします。

次に、2ページをご覧ください。

資本的収支でございます。

収入では、予算額3,479万5,000円に対しまして決算額は3,479万6,000円となり、支出では、予算額6,930万5,000円に対し決算額6,930万4,817円であります。この収支不足額3,450万8,817円は、過年度分損益勘定留保資金として補填をいたしました。

なお、建設改良費638万円につきましては、17ページをお願いいたします。

4、会計、(3)物品購入に関する事項に記載のとおり、オートケラトレフラクトメーター184万8,000円をはじめ、たんぱく質分析装置、自動高圧蒸気滅菌器、ドアタイプ洗

浄機、栄養管理システムの購入費用合計で638万円であります。なお、オートケラトレフラクトメーターの購入につきましては、国民健康保険調整交付金の補助を受け、整備をいたしました。

その他添付資料といたしまして、5ページに剰余金計算書を、6ページに剰余金処分計算書を、7ページから9ページに貸借対照表を、11ページから18ページに事業報告書、また23ページ以降には、固定資産明細書、企業債明細書とこの会計におけます重要な会計方針及び財務諸表注記事項を添付させていただいております。高覧賜りますようお願いいたします。

以上、病院事業会計決算につきましての補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第57号 令和5年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、業務量の説明を申し上げます。

議案書15ページをお願いいたします。

令和5年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響で入退所の受入れ制限や当日キャンセルなどやむを得ない利用者の減少があり、稼働率や収益への影響の要因の一つになりました。

施設は、長期短期入所合わせて年間延べ利用者数1万7,573人、前年度増減444人の減、日平均48人の利用がありました。

続いて、通所リハビリテーション、年間延べ利用者数5,602人、前年度増減472人の増、日平均18.2人、訪問看護、年間延べ利用者数3,092人、前年度増減239人の減、日平均12.8人、訪問介護、年間延べ利用者数2,815人、前年度増減118人の増、日平均11.6人、居宅介護支援、年間延べ利用者数1,203人、前年度増減282人の減、1か月平均100.3人の利用がそれぞれありました。

続いて、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の説明をいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

まず、収益的収支でございますが、介護老人保健施設事業収益、予算額3億6,237万1,000円に対しまして決算額3億5,728万9,705円となり、予算対比では508万1,295円の収入不足で、執行率約98.6%でございます。

次に、介護老人保健施設事業費用、予算額3億9,535万4,000円に対しまして決算額3億8,060万148円となり、不用額1,475万3,852円で、執行率約96.3%でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

資本的収支でございます。

収入では、予算額55万4,000円に対しまして決算額55万4,000円、支出では、予算額110万8,000円に対し決算額110万7,314円であります。この収支不足額55万3,314円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

続いて、3ページからの損益計算書により、事業ごとの説明を申し上げます。  
議案書3ページをお願いいたします。

1項施設営業収益2億2,868万3,048円、前年度比約2.4%の減。

これに係ります2項施設営業費用は、給与費等の費用合計で2億6,776万2,747円、前年度比約0.9%の増、差引き3,907万9,699円の営業損失。

3項通所営業収益6,085万7,567円で、前年度比約6.1%の増。

これに係ります4項通所営業費用は、給与費等の費用合計で6,642万4,717円で、前年度比約7.2%の増、差引き556万7,150円の営業損失。

続いて、4ページをお願いいたします。

5項の訪問看護営業収益2,154万433円で、前年度比約7.8%の減。

これに係ります6項の訪問看護営業費用は合計で1,851万2,834円、前年度比約0.4%の減となり、差引き302万7,599円の営業利益。

7項訪問介護営業収益1,311万6,520円、前年度比約5.3%の増となりました。

これに係ります8項営業費用は合計で1,480万5,865円、前年度比約3.4%の増となり、差引き168万9,345円の営業損失。

9項居宅介護支援営業収益1,514万9,440円、前年度比約26.9%の減となりました。

これに係ります10項の営業費用は合計で1,290万9,049円で、前年度比約23%の減となり、差引き224万391円の営業利益。

続いて、5ページをお願いいたします。

11項営業外収益、一般会計からの運営費補助金1,323万1,000円及び長期前受金戻入357万6,791円、その他収益と合わせまして合計1,794万444円。

12項営業外費用につきましては、企業債支払利息として合計18万976円となり、営業収支といたしましては2,330万8,736円の営業損失となりました。

次に、13項特別利益2,253円、14項特別損失3,960円。

この結果、当年度純損失を2,331万443円とし、前年度繰越欠損金4,580万4,197円を加え、当年度未処理欠損金を6,911万4,640円といたしました。

以上の科目別明細につきましては、キャッシュ・フロー計算書を21ページに、収益費用明細書を22ページから28ページに添付をいたしておりますので、ご高覧賜りますよう  
よろしくをお願いいたします

その他添付資料といたしまして、6ページに剰余金計算書を、7ページに欠損金処理計算書を、8ページ、9ページに貸借対照表を、11ページから19ページに事業報告書を、また、29ページ以降には、固定資産明細書、企業債明細書とこの会計におけます重要な会計方針及び財務諸表注記事項を添付させていただいております。ご高覧賜りますようお願いをいたします。

以上、介護老人保健施設事業会計決算につきましての補足説明とさせていただきます。  
よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 上下水道課 山本課長。

○上下水道課長（山本 陽二） それでは、所管いたします議案第56号及び第58号の補足説明をいたします。

まず、議案第56号 令和5年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、説明を申し上げます。

議案書の決算報告書1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出ですが、消費税が含まれておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

上段の収入について、水道事業収益全体で、予算額の合計欄3億1,835万9,000円に対して決算額は3億1,861万1,515円で、25万2,515円の増となりました。決算額の内訳は、営業収益2億9,717万3,307円、営業外収益2,046万3,907円、特別利益97万4,301円です。

下段の支出について、水道事業費用全体で、予算額の合計欄2億7,450万6,000円に対して決算額は2億5,635万5,675円で、1,815万325円の不用額となりました。決算額の内訳は、営業費用2億3,644万131円、営業外費用1,979万2,649円、特別損失12万2,895円です。

この内容について、損益計算書で説明いたしますので、3ページをお開きください。

なお、損益計算書は消費税を抜いた金額となり、先ほどの決算報告書とは合致いたしませんのでご了承ください。

まず、営業収益の合計は2億7,029万8,710円、主なものは、給水収益2億6,905万4,562円です。給水収益は前年度に比べ217万7,048円、0.81%増加となりました。

給水収益の詳細は、年間の有収水量が194万8,584立方メートルとなり、前年度に比べ4,930立方メートルの増加、率にして0.25%増となります。なお、有収率は88.0%でした。

給水人口は1万5,013人、前年度末より17人の減少、一方、給水件数は6,369件で、前年度末より92件の増加、町全体に対する給水人口の割合は99.55%でした。

続いて、営業費用の合計は2億2,840万1,659円で、主なものは、原水費5,529万3,588円、配水費1,963万6,574円、総係費3,747万6,0143円、減価償却費1億1,479万5,654円です。営業利益は4,189万7,051円となりました。

次に、営業外収益の合計は2,046万2,212円、続いて営業外費用の合計は833万7,061円。営業外収支差引きの結果が1,212万5,151円となり、経常利益は5,402万2,202円となりました。

特別利益97万4,301円、特別損失11万8,836円の収支差引きの結果、85万5,465円を先ほどの経常利益に加え、当年度純利益は5,487万7,667円となり、その他の未処分利益剰余金変動額5,490万2,228円と合わせた1億977万9,895円が当年度未処分利益剰余金となりました。

以上の科目別明細については、収益費用明細書を24ページから27ページに添付してお

りますので、後刻ご高覧賜りたいと存じます。

次に、5ページをお開きください。

剰余金の処分案ですが、未処分利益剰余金の当年度末残高1億977万9,895円のうち、5,490万2,228円を資本金への組入れとし、5,487万7,667円を減債積立金の積立てとするものです。

次に、2ページにお戻りください。

資本的収入及び支出の説明を申し上げます。

上段の収入について、資本的収入全体で、予算額の合計欄6,544万3,000円に対して決算額は6,685万636円で、140万7,636円の増となりました。決算額の内訳は、企業債5,900万円及び分担金785万636円です。

続いて、下段の支出について、資本的支出全体で、予算額の合計欄1億7,609万1,000円に対して決算額は1億4,086万7,969円となりました。

翌年度への繰越額を建設改良費2,332万とし、差引き1,190万3,031円が不用額となりました。決算額の内訳は、建設改良費8,570万9,021円、固定資産購入費25万6,720円、償還金5,490万2,228円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,401万7,333円は、減債積立金5,490万2,228円、過年度分損益勘定留保資金1,200万7,773円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額710万7,332円で補填いたしました。

建設改良費における主要工事の概要8件については13ページに、その他の添付資料といたしまして、4ページに剰余金計算書、6ページから7ページに貸借対照表、9ページから21ページに事業報告書、23ページにキャッシュ・フロー計算書、24ページ以降に附属明細書を添付しておりますので、ご高覧賜りますようお願いいたします。

以上、議案第56号 令和5年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第58号 令和5年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、説明を申し上げます。

議案書の決算報告書1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出ですが、消費税が含まれておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

上段の収入について、下水道事業収益全体で、予算額の合計欄16億993万7,000円に対して決算額は16億1,274万6,546円で、280万9,546円の増となりました。決算額の内訳は、営業収益1億8,454万884円、営業外収益5億6,572万6,734円、特別利益8億6,247万8,928円です。

下段の支出について、下水道事業費用全体で、予算額の合計欄6億1,913万2,000円に対して決算額は6億910万9,507円で、1,002万2,493円の不用額となりました。決算額の内訳は、営業費用5億351万3,077円、営業外費用8,301万1,462円、特別損失2,258万



4,968円です。

この内容について、損益計算書で説明いたしますので、3ページをお開きください。

なお、損益計算書は消費税を抜いた金額となります。

まず、営業収益の合計は1億6,781万2,331円で、主なものは下水道使用料1億6,735万5,413円です。下水道使用料は、前年度下水道事業会計決算値と比べ1,743万3,266円、11.62%増となり、年間の有収汚水量は139万8,072立方メートルとなりました。

また、公共下水道が経済的に有効となる予定処理区域において、昨年度は0.45ヘクタール整備を拡大し、公共下水道処理計画区域内の人口に対する普及率を96.99%としております。

下水道処理区域において、実際に下水道に接続し使用している水洗化人口は、事業全体で1万2,144人、前年度末より53人増加、処理区域内人口1万4,369人に対する水洗化人口の割合である水洗化率は、下水道事業全体は84.52%となります。

続いて、営業費用の合計は4億8,670万2,448円で、主なものは、管渠費2,587万8,253円、処理場費1,799万8,525円、総係費2,031万8,998円、流域下水道維持管理負担金1億2,006万2,306円、減価償却費3億241万7,464円です。

営業収支の差引きの結果、営業損失は3億1,889万117円となりました。

次に、営業外収益の合計は5億5,866万4,932円で、主なものは、他会計負担金及び補助金3億9,940万円、長期前受金戻入1億5,922万8,071円です。

続いて、営業外費用の合計は8,407万9,998円です。

営業外収支差引きの結果が4億7,458万4,934円となり、経常利益は1億5,569万4,817円となりました。

また、特別利益8億6,124万5,307円、特別損失2,258万4,968円の収支差引きの結果、8億3,866万339円を先ほどの経常利益に加え、当年度純利益は9億9,435万5,156円となり、前年度繰越欠損金9億9,411万6,607円、これに埋めまして、当年度未処分利益剰余金が23万8,549円となります。

次に、5ページをお開きください。

未処分利益剰余金の当年度末残高23万8,549円については処分を行わず、繰越利益剰余金といたします。

以上の科目別明細については、収益費用明細書20ページから21ページに添付しておりますので、後刻ご高覧賜りたいと存じます。

次に、2ページにお戻りください。

資本的収入及び支出の説明を申し上げます。

上段の収入について、資本的収入全体で予算額の合計欄2億8,510万円に対し、決算額は1億9,414万4,681円で、9,095万5,319円の減となりました。この減は、建設改良費の一部を翌年度に繰り越すことにより、その財源である企業債・国県補助金が令和6年度の財源となることから、令和5年度決算上の収入としては不要となったことが主な要

困となります。

決算額の内訳は、企業債1億1,110万円、補助金6,865万3,058円、負担金1,158万4,753円、基金繰入金280万6,870円です。

続いて、下段の支出について、資本的支出全体で予算額の合計欄5億8,000万9,000円に対して、決算額は4億9,325万114円となりました。翌年度への繰越額を建設改良費8,544万9,000円とし、差引き132万4,886円が不用額となりました。

決算額の内訳は、建設改良費1億6,920万9,299円、償還金3億2,400万4,148円、基金積立金2万1,667円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,909万433円は、過年度分損益勘定留保資金2億6,973万4,317円及び当年度分損益勘定留保資金2,007万4,135円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額928万1,981円で補填いたしました。

建設改良費における主要な工事の概要8件については12ページに、その他添付資料といたしまして4ページに剰余金計算書、6ページから7ページに貸借対照表、9ページから17ページに事業報告書、19ページにキャッシュフロー計算書、20ページから30ページに附属明細、31ページ以降には、注記においてセグメント情報の開示として公共下水道事業と農業集落排水事業の概要及び令和5年度資産等を添付しておりますので、ご高覧賜りますようお願いいたします。

以上、議案第58号 令和5年度玉城町下水道事業会計決算の認定の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

続いて、監査委員に決算審査の結果報告を求めます。

大西栄監査委員。

○監査委員（大西 栄） 監査委員、大西。

それでは、今定例会において一括上程されております議案第50号ないし議案第58号までの令和5年度玉城町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について並びに各企業会計の事業決算の認定について、お手元の報告第8号、第9号により決算の結果をご報告いたします。

決算審査は、去る6月27日から7月9日までの間にわたり、山路善己議員とともに行いました。

初めに、議案第50号ないし議案第54号、令和5年度玉城町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算に係る決算審査の結果についてご報告いたします。

報告第8号 令和5年度玉城町一般会計特別会計決算意見書の1ページをお開きください。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、町長より審査に付されました一般会計及び各特別会計の決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産及び基金の運用状況を示す書類につきまして審査を行いました。

以降、意見書に沿って説明いたします。

2ページに審査結果を記載しています。

2ページをお開きください。

(1) 審査に付されました決算諸表は、いずれも関係法規に基づいて正確に作成され、決算に関する計数も関係帳簿帳ひょう書類と照合し、誤りのないことを確認いたしました。

(2) 予算の執行についても、議決の趣旨にのっとり、適正かつ効率的に執行されております。歳入において、町税、使用料及び手数料等の収入は、自主財源の基幹財源であるので未済額の解消、収納率の向上に一層の努力を期待するものであります。

(3) 町税、使用料等は、新たな滞納者を発生させない取組を今後も続けていただきたい。

(4) DX（デジタルトランスフォーメーション）のさらなる推進により、住民が役場に行かなくてよい、また窓口で待たなくてよい、書かなくてよいなどデジタル化を進め、住民サービスの向上と業務の効率化を進めていただきたい。

(5) 若手・中堅職員の中途退職の増加により、退職者の業務のカバーで他の職員の負担が増し、さらなる退職につながる悪循環が起きることが懸念されることから、必要な部署には迅速に適正な人員配置を行われたい。

(6) 検診事業のさらなる充実強化を図るため、肺がん検診については、CT検査も選択できるよう検討願いたい。

なお、審査結果の詳細につきましては、一般会計は4ページから13ページに、国民健康保険特別会計は14ページに、山村振興事業特別会計は15ページに、介護保険特別会計は16ページに、後期高齢者医療特別会計は17ページにそれぞれ記載しております。

続きまして、議案第55号 令和5年度玉城町病院事業会計決算の認定についてないし議案第58号 令和5年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、決算審査の結果をご報告申し上げます。

報告第9号 令和5年度玉城町公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開きください。

この4事業会計の決算につきましては、各事業は公営企業の基本原則等にのっとり運営されているかどうかについて慎重に審査をいたしたところであります。

審査の結果、各事業会計決算並びに決算諸表は、それぞれ関係法令の規定に適合し、かつ正確に表示され、その計数は正しく、本年度経営成績及び財政状況を適正に表示していると認めた次第であります。

それでは、事業会計別に審査の結果を報告いたします。

病院事業会計は、2ページから8ページに記載しております。

審査の主な意見を4ページに記載しております。

4ページをお開きください。

医療機器の導入については、機器の価格とその後の保守料、ランニングコストも参考にして購入先を決定願いたい。

患者様へのサービス向上を最優先に会計待ち時間の解消と職員の負担軽減を図るため、サイバーセキュリティ対策を十分に行い、早期に電子カルテシステムの導入をお願いしたい。また、引き続き町民から信頼される地域の拠点病院としてきめ細かな事業運営が行われることを期待いたします。

次に、水道事業会計は、9ページから15ページに記載しております。

審査の主な意見を11ページに記載しております。

11ページをお開きください。

南海トラフ巨大地震の発生確率が年々高まっていることから、水源地の耐震化及び耐震管への布設替えの更新計画を前倒しで行っていただきたい。

また、全国各地で水道水へのPFAS汚染が問題となっていることから、住民が安心して水道水を使用できるよう現在行っている水質検査項目にPFAS検査を追加していただきたい。

次に、介護老人保健施設事業会計を16ページから26ページに記載しています。

審査の主な意見を20ページに記載しています。

20ページをお開きください。

施設営業事業では、常時ほぼ満床の中で運営されていますが、効果的な事業運営が難しいなど構造的な要因で営業損失を余儀なくされております。今後も介護保険施設の目的である在宅復帰、在宅生活支援に向け、引き続き施設従事者の体制を確保し、利用者一人一人の目標に沿ったサービスの提供と質の向上に努め、施設の利用率を高めるとともに経営の安定化に取り組まれることを望むものであります。

次に、下水道事業会計を27ページから32ページに記載しています。

審査の主な意見を29ページに記載しております。

29ページをお開きください。

令和6年度から流域下水道維持管理負担金が1立方メートル当たり91円から115円に改定され、前年比で2,800万円程度の負担増が見込まれることから、令和7年度改定となる下水道事業経営戦略に反映し、よりよい経営を目指されたい。

最後に、全ての公営企業会計を通じて行政の公平性と公営企業としての経営の健全性維持の観点から、未収金の徴収に特段の努力を望むものであります。また、財産管理資本剰余金については、安全性も十分考慮した上で可能な限り少しでも有利な運用を図られたい。

以上で公営企業会計決算審査の結果報告といたします。

あわせて財政健全化法が施行されたことに伴い、令和5年度決算に基づく財政健全化比率につきましても審査をいたしました。いずれの会計も良好であると確認した次第であります。

審査の結果につきましては、報告第10号 比率報告書の中の審査意見書をご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和5年度一般会計、各特別会計、各公営企業会計の決算審査報告といたします。

○議長（小林 豊） 以上で監査委員の報告は終わりました。  
ここで10分間休憩いたしたいと思います。

（午前11時15分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

### ◎日程第16 議案第59号

○議長（小林 豊） 次に、日程第15 議案第59号 玉城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第59号 玉城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、人事院規則に基づき国家公務員に支給されている特殊勤務手当のうち、災害応急作業等手当について、被災地に派遣される復旧や復興に関する作業及び事務に従事する場合に当町でも支給することができるよう一部改正を行うものです。

なお、詳細は総務防災課長から説明をさせます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 総務防災課、内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長、内山。

それでは、議案第59号 玉城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

本議案は、能登半島地震を受け被災地に派遣する職員の処遇改善を目的として、町外の被災地に派遣され、災害応急対策、災害復旧等の支援業務に従事した職員に特殊勤務手当を支給するため、条例の一部を改正するものです。

支給額につきましては、国家公務員の大規模な災害として人事院が定める災害に係る作業に従事した場合準じるため、手当の額は第9条第2項において従事した1日につき1,080円を超えない範囲での支給とします。

また、第9条第3項において、業務が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われた場合は、第2項に定める額に100分の50に相当する額540円を加算することができるようにします。

施行期日につきましては、公布の日からとなりますが、新設する第9条の規定につい

ては、令和6年1月1日から適用するようにします。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

◎日程第16 議案第60号

○議長（小林 豊） 次に、日程第16 議案第60号 町税条例の一部改正についてを議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第60号 町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、公益信託に関する法律の改正に伴う所得税法の規定の見直しや私立学校法の改正に伴い、地方税法の一部を改正するものであります。

なお、詳細は、税務住民課長から説明をさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 税務住民課、梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） 税務住民課、梅前。

それでは、議案第60号 町税条例の一部改正につきまして、補足の説明を申し上げます。

今回の町税条例の改正は、上位法であります地方税法が所得税法などの関連する規定の改正によりまして、その影響を受ける形での改正となります。

それでは、条例改正の要旨につきまして、サイドボックスの議案補足資料の4ページ目、新旧対照表に基づいてご説明を申し上げます。

なお、地方税法の一部改正等で条項ずれがあった場合には、町税条例の条項ずれによりまして町税条例の改正をするものについては、説明を省略させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

新旧対照表中段の条例第34条の7の改正でございます。こちらの寄附金税額控除の改正になります。これは国の公益法人制度改革によりまして、公益信託に関する法律が本年の通常国会で全部改正をされまして、それにより所得税法が見直されたことから、関連する条項の整備をするものでございます。

次に、同じページ下段からの第56条の改正でございますけれども、こちらは私立学校法の改正に伴いまして、条項ずれが生じた改正になります。

続いて、次のページの附則に移ります。

附則第4条の2は、みなし課税を定めたものでございまして、これが記載されていた条例実務例から削除をされたことに伴いまして、この町税条例からも削除するものでございます。

続いて、附則第10条の2ですけれども、これは固定資産税のわがまち特例の特例割合の見直しや特例割合の規定が追加されたものでございます。

以上が主な改正点でございます。

上位法の改正に合わせての一部改正でございます。何とぞご理解を賜りましてご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

#### ◎日程第17 議案第61号

○議長（小林 豊） 次に、日程第17 議案第61号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第61号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による被保険者証の廃止に伴い、被保険者証の返還に係る罰則規定を削除するほか、引用条項の整理を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

#### ◎日程第18 議案第62号

○議長（小林 豊） 次に、日程第18 議案第62号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第62号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第291条の3第1項の規定により、別紙のとおり三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議を要するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

規約変更の内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、現行の被保険者証が12月2日以降廃止されるため、三重県後期高齢者医療広域連合規約において規定する被保険者証等の用語を整理するため、同規約の一部を改正するものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

少し早いんですが、きりがよろしいので、午後1時まで昼食のため休憩にしたいと思います。

(午前11時36分 休憩)

(午後12時57分 再開)

○議長（小林 豊） 再開します。

### ◎日程第19 議案第63号ないし日程第23 議案第67号

○議長（小林 豊） 次に、日程第19 議案第63号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第3号）ないし日程第23 議案第67号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第63号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億1,829万9,000円を追加し、予算総額70億5,969万1,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、個人町民税の増額、設備投資に伴う固定資産税償却資産の増額、また地方交付税については、普通交付税の算定により増額計上、国県支出金では、民生費国庫補助金において児童手当制度の改正に伴う子ども・子育て支援事業費補助金を新規計上のほか、事業費等の内示により増額しております。

繰入金では、財政調整基金繰入金を減額計上、繰越金につきましては、額の確定により増額計上を行いました。

町債については、臨時財政対策債の精査による減額、農林災害に係る農林業施設災害復旧事業債を追加計上しております。

歳出につきましては、人事異動に伴う人件費等を各科目で調整しております。

総務費では、第6次総合計画後期基本計画及び第3期玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略計画策定に係る委託料の追加計上のほか、交通安全対策工事請負費を増額計上、民生費では、児童手当制度の改正に伴うシステム改修委託料等の事務経費を新規計上、児童福祉費において実績見込みによる家庭保育給付金、保育所の修繕料等の増額計上、衛生費では地球温暖化対策実行計画策定に係る業務委託料の新規計上をしております。

農林水産費では、今年度小規模農家にも対応すべく新設いたしました農業機械修繕費支援事業補助金、県単土地改良事業補助金等を増額計上、商工費は、たまネーによる価格高騰応援キャンペーン事業の追加計上、土木費では、道路橋梁費における道路維持修繕事業の増額計上、また住宅費では、空き家対策計画策定支援に係る委託料の新規計上、



木造住宅耐震対策に係る委託料の増額、耐震シェルター設置補助金ほか補助金を増額計上しております。

消防費では、能登半島地震に係る職員災害派遣に伴う特殊勤務手当の新規計上、旅費の増額計上、教育費では、小学校費及び中学校費で修繕費を増額計上、小学校費では、給食備品購入等の増額計上、諸支出金では、下水道事業会計繰出金減額、国・県への過年度返納金を補正しております。

なお、詳細は副町長から説明をさせます。

次に、議案第64号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、主に人事異動に伴う人件費及び前年度決算に伴う補正を行うものであります。

歳入歳出それぞれ796万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億1,721万2,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第65号 令和6年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、主に介護給付費調整交付金の交付決定による減額及び前年度決算に伴う補正を行うものであります。

歳入歳出それぞれ913万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億9,112万円とするものであります。

なお、詳細は保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第66号 令和6年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、職員給与費等に係る人件費及び減価償却費、建設改良費における補正を行うものです。

収益的収入は51万6,000円を増額し、水道事業収益の予算総額を3億1,402万2,000円とし、収益的支出は625万1,000円を増額、水道事業費用の予算総額を3億948万1,000円とするものです。

また、資本的支出では168万円を増額し、予算総額を1億1,243万9,000円とするものです。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第67号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、一般会計からの補助金及び長期前受金戻入、減価償却費における補正となります。

収益的収入は107万5,000円を増額し、下水道事業収益の予算総額を7億3,474万6,000

円とし、収益的収支は165万6,000円を増額、下水道事業費用の予算総額を6億3,367万7,000円とするものです。

また、資本的収入は124万7,000円を増額し、収入の予算総額を1億9,466万6,000円とし、資本的支出は36万1,000円を減額、支出の予算総額を4億7,293万5,000円とするものです。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

以上、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小林 豊） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 副町長、田間。

議案第63号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

予算書に沿って説明いたしますので、1ページをお願いします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ1億1,829万9,000円を追加し、予算総額を70億5,969万1,000円とするものであります。

同条第2項に規定する3ページからの第1条歳入歳出予算補正につきましては9ページから、予算に関する説明、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

第2条及び第3条につきましては、7ページからの第2表、第3表にて説明をいたしますので、7ページのほうをお開きいただきますようお願いを申し上げます。

第2表債務負担行為補正につきましては、追加5にて令和8年度からの計画開始となる第6次総合計画の後期基本計画及び第3期玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を今年度と令和7年度の2か年で策定完了いたしたく、債務負担をお願いをするもので、事業費770万円を予定し、今年度分の今回補正分と来年度の限度額440万円を計上をいたしたところであります。今年度は前期基本計画及び現状の分析評価並びに住民アンケートを実施し、7年度に現況と課題をまとめ、計画策定をするものでございます。

次に、6地球温暖化対策実行計画策定業務についても同様に、今年度令和7年度の2か年で策定完了すべく、事業費700万円を今回補正分7年度分を限度額400万円を計上をしています。

7、8、9の保育所及び学校給食の給食調理等業務につきましても、今年度契約期間が終了することから、今年度中に契約準備を進め、次年度からの3年分の契約限度額、債務負担行為をお願いするもので、保育所については2億1,600万円、小学校1億7,500万円、中学校7,000万円を計上をいたしております。

8ページ、第3表地方債補正、1追加、9災害復旧事業債につきましては、令和5年災害による農林業災害復旧事費用に充当する起債で今回30万円を追加するものであります。

2変更にて6の臨時財政対策債につきましては、額の確定により170万円を減額し、

補正後限度額を1,790万円とするものであります。

それでは、歳入の主なものから説明をいたします。

11ページをお願いします。

1款1項1目個人住民税においては、現年課税分で調定見込みにより5,708万6,000円の税込増を見込むほか、2項1目固定資産税においても同様に現年課税分の調定に伴うもので、4,108万5,000円の増額、これはおおむね設備投資に伴う償却資産の増額によるものであり、3項2目軽自動車税種別割では123万1,000円の増額を計上いたしております。

また、各科目の滞納繰越分につきましては、昨年度の繰越額の確定調定に伴う減額でございます。

12ページ、11款地方特例交付金は、算定額確定により593万7,000円を減額し、8,936万3,000円に、12款地方交付税も普通交付税の算定額確定により9,140万4,000円を追加し、19億3,040万4,000円としています。今年度の算定につきましては、基準財政需要額において子ども子育て費、地域デジタル社会推進費などの増額によるものであります。

13ページからの16款、17款の国県支出金は、国県の内示、事業費の精査による財源補正であり、主なものとして16款1項1目民生費国庫負担金、2節介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金にて交付決定に伴い67万5,000円の増額計上、次に、同款2項2目民生費国庫補助金、3節子ども子育て支援事業費国庫補助金は、児童手当制度の改正に伴うシステム改修費及び準備事務費分861万4,000円を新規に計上をしています。

4目土木費国庫補助金、2節木造住宅耐震診断等事業費国庫補助金は、実績見込みにより35万4,000円の増額計上、17款県支出金、1項2目民生費県負担金は、国費と連動した計上でございます。

14ページ、17款2項1目総務費県補助金、11節では三重県の耐震シェルター設置促進事業の新設に伴う木造住宅耐震補強事業費県補助金を含む316万7,000円を増額計上しています。

20款繰入金、1項2目財政調整基金繰入金は、予算調整により1億4,000万円減額し、補正後予算額を5,700万円としています。

次に、21款繰越金については、令和5年度決算額の確定に伴い、補正額3,889万2,000円を追加し、前年度繰越額を9,889万2,000円としています。

15ページ、22款諸収入、5項2目過年度収入につきましては、介護保険及び障害者関係条など前年度精算に伴うもので、国庫、県支出金合わせて2,451万円を増額計上しています。

23款町債については、第3表地方債補正で説明申し上げたもので、臨時財政対策債の減額及び災害復旧事業債の追加計上をいたしたものであります。

次に、歳出の説明を申し上げますが、歳出の各費目における職員の人件費関係につきましては、4月1日付の人事異動、昨年度末退職者に関する人件費等の精査を各科目

にて補正調整をいたしております。これらにつきましては各科目にわたり補正をいたしておりますので、説明は省略をさせていただきます。

また、新規計上及び主なものの説明とさせていただきますので、ご了承願います。

それでは、16ページ、1款議会費、2款総務費の人件費は省略し、17ページをお願いします。

2款総務費1項4目会計管理費の11節役務費65万7,000円については、10月からの公金振込手数料に係る費用として、指定金融機関事務取扱手数料を増額計上しています。

18ページ、2款総務費、1項6目企画費、12節委託料330万円は、第2表債務負担行為補正で説明申し上げた第6次玉城町総合計画後期基本計画及び第3期玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略計画の策定に係る今年度分の費用を新規に計上いたしております。

次に、7目交通安全対策費では14節工事請負費にて、通学路区画線など整備工事として1,800万円の増額、15節原材料費ではカーブミラー等安全対策資材費120万円を増額計上しています。

8目地域情報化推進費では、地域イントラネット機器更新等に係る事業精査により、12節と13節を組替え201万6,000円の減額、9目諸費191万3,000円は、防犯灯新設及びLED化に伴う防犯灯設置工事請負費、また自治区集会所建築事業補助金は、新田町地区の追加要望のほか、実績見込みにより増額計上しています。

同ページ下段から次ページにかけての10目地方創生推進費においては、10節修繕料にて田丸駅交流施設に係る暴風雨対策修繕量を新たに計上、書かない窓口導入事業における手続ガイドシステム分を12節から13節へ、副業型の地域活性化起業人制度を活用するための費用を次ページの18節から12節に組替え、計上をいたしております。

19ページをお願いします。

同款2項町税費、2目賦課徴収費、12節の委託料において、軽自動車税申告手続のオンライン化対応などに係る電算委託料129万6,000円を増額計上しています。

一つ飛びまして、21ページをお願いします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費では、27節繰出金で国民健康保険、介護保険特別会計へ各費目間繰り出しを調整し、732万1,000円を減額計上、同ページ下段から次ページにかけての同款1項6目児童手当費では、10月から高校生世代へ新規支給となる児童手当制度の改正に伴う事務経費として、会計年度任用職員報酬、消耗品費、電算委託料など819万4,000円を増額計上しています。

22ページ、9目福祉・保健施設費、10節修繕料150万円は、保健福祉会館の給湯管、機械設備修繕、消防設備点検結果に基づく修繕等に係る経費を計上をいたします。

23ページ、同款2項1目児童福祉総務費における19節扶助費1,686万円は、今年度新規に家庭保育による親子の関わりを深め、子供の健全育成と子育てに係る経済的負担軽減を図るべく創設いたしました家庭保育給付金の実績見込み対象児童131人分による増額計上、2目児童福祉施設費、10節修繕料110万9,000円は、緊急対応したさくら児童館

空調機増設に係る経費を計上しています。

24ページ、4款衛生費、1項3目環境衛生費については、12節委託料で第2表債務負担行為補正で説明申し上げた地球温暖化対策実行計画の区域施策編及び事務事業編の策定に係る今年度分の費用300万円を新規計上、可燃物・資源ごみ収集運搬処理委託料は契約に伴う減額でございます。

25ページ、6款農林水産費、1項農業費、3目農業振興費、18節農業機械修繕費支援事業補助金については、秋以降さらなる申請が見込まれることから、100万円増額し、拡充を図るものでございます。

5目農地費、18節の町単土地改良事業516万8,000円は、宮川左岸第一土地改良区、中角区のほか地元要望に伴うもので増額計上しています。

26ページ、7款1項商工費、2目商工振興費においては、18節にて続く物価高騰のため、生活者家計支援としてたまネーポイント還元を活用する価格高騰応援キャンペーン事業負担金1,000万円を追加計上しています。

27ページ、8款土木費、2項2目道路維持修繕費においては、地元要望に伴う道路補修事業の増額で、10節修繕料480万円は、実績見込みにより増額、12節委託料607万6,000円、14節道路補修工事請負費5,870万円は、町道上町下田辺線排水路整備、町道栄町久保線側溝整備、町道小社岩出線ほか整備に係る経費を増額計上しています。

28ページ、同款5項2目住宅対策費、12節委託料で、空き家対策計画策定支援業務に300万円を新規計上、これは現在の空き家等対策計画の計画期間が今年度末となっており、新たな計画期間に向けた策定すべく計上するものであります。

18節負担金補助及び交付金523万円は、県の補助率改正上乗せ補助新設による木造住宅耐震補強事業補助金、県の耐震シェルター設置促進事業新設による増額、その他実績、今後の要望見込みにより空き家リフォーム事業補助金など増額計上をしています。

29ページ、9款1項4目災害対策費では、本定例会にて条例改正をお願いをいたしております能登半島地震による職員派遣に係る災害応急手当等手当として特殊勤務手当4万8,000円を新たに計上、また、能登派遣への旅費として8万7,000円を増額計上しています。

30ページ、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、17節備品購入費257万4,000円は、下外城田小学校給食室の食器洗浄器の購入に係る経費を計上しています。

31ページ、13款諸支出金、1項4目下水道事業関係支出金743万1,000円の減額につきましては、公共下水道、農業集落排水事業の基準繰り出しの精査による計上でございます。

同款2項諸費、1目国庫支出金返納金465万1,000円及び2目県支出金返納金202万6,000円は、前年度分の新型コロナウイルスワクチン接種事業の精算と過年度分の民生費関係補助事業の精算に係る補助金返還分を計上をしています。

32ページ、14款予備費は、財源調整で104万5,000円を増額し、補正後予算額を2,949

万7,000円といたしたところでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小林 豊） 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課、見並。

所管いたします議案第64号、65号につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、議案第64号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、今回の補正予算は、主に4月の人事異動に伴う人件費及び前年度決算に伴う補正などを行うものであります。

予算書7ページをご覧くださいませようお願いたします。

歳入でございます。

3款県支出金、1項県補助金は、保健事業及び特定健康診査等に係る県補助金を増減しております。

5款繰入金、1項他会計繰入金では、人事異動に伴う国保担当職員の人件費の精査、賦課徴収に係る経費の補正など合わせて781万7,000円減額しております。

6款繰越金、1項繰越金では、前年度決算に基づき70万円を増額し、補正後の予算額を1,770万円としています。

8ページ、歳出をご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費では、人事異動に伴う人件費の精査により、各項目について補正を行っております。

2項徴収費は、本年10月より発生する公金振込等手数料を追加計上いたしております。

9ページをご覧ください。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、過年度保険給付費等交付金その他の精算に伴う返還金合わせて16万5,000円を増額計上し、8款予備費において31万6,000円減額し、調整をいたしております。

続きまして、議案第65号 令和6年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、主に介護給付費調整交付金の交付決定による減額及び前年度決算に伴う補正などを行うものであります。

予算書7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款国庫支出金、2項国庫補助金では、国の交付決定により732万円を減額しております。

3款支払基金交付金、1項支払基金交付金では、前年度決算による精算金340万6,000円を新規計上いたしております。

6款繰入金、1項一般会計繰入金では、賦課徴収に係る経費の増額、低所得者保険料

軽減繰入金の増減により合わせて49万6,000円を計上いたしております。

7款繰越金、1項繰越金では、前年度決算に基づき1,255万1,000円を増額し、補正後の予算額を1,355万1,000円としております。

9ページ、歳出をご覧ください。

1款総務費、2項徴収費は、本年10月より発生する公金振込等手数料のほか、保険料改定に伴う通知書郵便料などを増額計上しております。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、過年度国・県支出金等の精算に伴う返還金を計上し、10ページ、7款予備費において767万4,000円減額し、調整をいたしました。

以上、簡単ではございますが、補足説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 上下水道課、山本課長。

○上下水道課長（山本 陽二） 上下水道課長、山本。

それでは、所管いたします2議案について、補足説明をいたします。

議案第66号 令和6年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

1ページから2ページをお願いします。

1ページ下段、収益的支出は、1款水道事業費用、1項営業費用において人件費を増額、次ページ、第4条予算に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の金額として、1職員給与費を375万4,000円増額補正するものとしています。

詳細については、3ページから4ページをお願いします。

収益的収入、2項営業外収益、3目長期前受金戻入で51万6,000円増、事業収益総額3億1,402万2,000円とするものです。

下段、収益的支出では、1項営業費用、1目原水費では、水源地送水ポンプ修繕費を含め38万8,000円増、2目配水費では、修繕費岩出配水地UPS取替工事を建設改良費に組替えし、108万6,000円減、4目総係費では、備品消耗品に給水袋55万7,000円、手数料に10月からの公金振込手数料に係る費用として、金融機関への事務手数料36万円を計上し463万6,000円増、5目減価償却費238万4,000円増、事業費用総額3億948万1,000円とするものです。

続きまして、4ページ、資本的収入及び支出をお願いします。

資本的収入に補正はなく、資本的支出について、1項建設改良費、2目原水及び配水施設費で先ほどの収益的支出の配水費修繕費の組替え分、また水源地取水井水位計取替工事に係る増加見込みとして工事請負費162万8,000円増額し、その他合わせまして資本的支出総額を1億1,243万9,000円とするものです。

以上、議案第66号の補足説明といたします。

続きまして、議案第67号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）につ

いて、補足説明を申し上げます。

1 ページから 2 ページをお願いします。

1 ページ、第 2 条収益的収入は、1 款下水道事業収益、2 項営業外収益において、一般会計からの補助金を減額及び長期前受金戻入を増額、また収益的支出については、1 款下水道事業費用、1 項営業費用において、減価償却費及び人件費を増額し、次ページ、第 4 条予算に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の金額、1 職員給与費を 14 万 2,000 円増、第 5 条他会計からの補助金の金額、1 営業に伴う補助金を 743 万 1,000 円減額補正するものであります。

詳細については、3 ページから 4 ページをお願いします。

収益的収入、2 項営業外収益、2 目他会計負担金及び補助金で 743 万 1,000 円減、5 目長期前受金戻入で 850 万 6,000 円増、合わせまして事業収益総額 7 億 3,474 万 6,000 円とし、下段収益的支出では、1 項営業費用、3 目総係費、人件費及び手数料に 10 月から公金振込手数料に係る費用として事務手数料などを計上し、53 万 2,000 円増となります。

5 目減価償却費 204 万 6,000 円増、2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 107 万 4,000 円減、合わせまして事業費用総額を 6 億 3,367 万 7,000 円とするものであります。

続いて、4 ページ、資本的収入及び支出をお願いします。

資本的収入、3 項負担金で受益者負担金及び受益者分担金の今年度分を見込み、資本的収入総額 1 億 9,466 万 6,000 円とし、資本的支出については、2 項償還金で公共下水道事業債及び農業集落配水事業債の償還元金を 36 万 1,000 円減額し、資本的支出は総額 4 億 7,293 万 5,000 円とするものであります。

以上、議案第 67 号の補足説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

#### ◎日程第 2 4 請願第 1 号ないし日程第 2 7 請願第 4 号

○議長（小林 豊） 次に、日程第 24 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願ないし日程第 27 請願第 4 号 防災対策の充実を求める請願を一括議題にします。

直ちに紹介議員の趣旨説明を求めます。

9 番 前川さおり議員。

○9 番（前川 さおり） 9 番、前川。

ただいま一括上程されました請願について、議長から趣旨説明を求められてましたので、請願ごとに趣旨説明をさせていただきます。

この 4 請願は、直接教育現場に携わる学校長、教職員、児童生徒の保護者で組織される P T A から提出されたものです。



提出者は、三重県度会郡PTA連絡協議会会長、三重県度会郡校長会並びに三重県教職員組合度会支部長であり、国の関係機関に意見書の提出を願うための請願でございます。

まず、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願から趣旨説明を申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である無償制教育の機会均等を保障し、教育の水準の維持向上を図るため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度でございます。

教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

これまでの教育環境整備に係る様々な計画の進捗結果を見るに当たり、義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところでございます。

義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないよう必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充を含めた制度のさらなる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものでございます。

次に、請願第2号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定実施と教育予算拡充を求める請願書の趣旨説明を申し上げます。

2021年、国の学級編成の標準が40年ぶりに改善され、小学校35人学級が段階的に実現されることとなりましたが、学校現場の人的配置の充実の声は反映されておらず、2024年度の教職員定数については、小学校高学年における教科担当制の強化、定年引上げに伴う特例定員による定数増があったものの、教職員の自然減を大きく上回るものではございません。教職員が心身ともにゆとりを持って子供たちと向き合い、日々の教育活動を創出することは、子供たちの豊かな学びの保障につながる土台として重要でございます。

また、公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことこそが山積する教育課題の解決へとつながり、子供たち一人一人の豊かな学びを保障することになると考えるところであります。

以上のような理由から、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定実施と教育予算の拡充を強く求めるものでございます。

次に、請願第3号 こどもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書の趣旨説明を申し上げます。

厚生労働省によりますと、2022年度の国民生活基礎調査によると、子供の貧困率は

11.5%、およそ子供9人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の総体的貧困率が44.5%極めて高い中、円安などを要因とする物価高、そのことにより実質賃金の低下が続き、子供たちにとって厳しい経済状況となっております。

三重県では、現在2024年度が最終年度となる第2期三重県子どもの貧困対策計画の生まれ育った家庭の経済状況に関わらず三重の子供が必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況を目指すとの基本理念の下、取組が進めれており、今後は三重県が作成する子ども計画に引き継がれることとなります。

支援を必要とする子供たちや家庭に対して、相談体制を今まで以上に充実させる取組や学校をプラットフォームとした子供の貧困対策においては、学校だけでは解決が困難な事案について、関係機関と連携した支援をさらに進めていくことが重要です。

また、貧困の連鎖を断ち切るための教育に関わる公的な支援は極めて重要であり、就学・修学保障制度のさらなる活動が必要であると考えます。

以上のような理由から、全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものでございます。

最後に、請願第4号 防災対策の充実を求める請願書の趣旨説明を申し上げます。

建物の倒壊や津波などにより、多くの死傷者が出ました先般の能登半島地震において、輪島市に三重県災害時学校支援チームが派遣されました。養護教諭による子供たちの心のサポートをはじめとした支援活動などが大きな成果として上げられ、今回の支援活動を通じて得られた経験や知見を生かした学校支援の在り方について取り組む必要があると考えます。

2022年12月現在、三重県の公立小中学校の全体の25.1%に当たる124校が県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち108校が避難所に指定をされています。国による津波対策のための不適格改築事業につきましては、2015年に制度が拡充されたものの津波防災推進計画の策定はまだまだ全国的にも進んでおらず、支援制度の活用が難しい状態であるため、補助要件の緩和、補助対象の拡大等、支援制度のさらなる拡充が必要でございませぬ。

災害はいつどこで発生するか分かりません。避難所運営に関しては、国からの財政的支援の充実が不可欠であり、また性やプライバシーに関する課題への対応をはじめとして改善すべき課題は山積しております。国の責任において安心して被災者が避難できるように備えるべきであり、過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えの下、防災に関わる施策がさらに充実されるところを強く望むところでございます。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を進めることを強く切望するものでございます。

以上が請願の趣旨でございます。

議員各位におかれましては、請願内容を十分にご理解賜り、ご賛同いただきますよう

お願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これで本日の日程は全て終了しました。

明日5日は、午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後1時44分 散会)